

公表版

いじめ重大事態に係る調査報告書

(令和3年5月27日付諮問に対する答申)

令和5年11月15日

国分寺市いじめ防止対策審議会

目次

I	本事案の概要	
1	被害児童	2
(1)	学校名	
(2)	学年学級	
(3)	性別	
(4)	氏名	
2	被害児童・欠席期間の状況	2
(1)	月別欠席日数	
(2)	被害児童の状況	
3	調査の概要	2
(1)	国分寺市いじめ防止対策審議会への諮問に至る経緯	
(2)	調査主体及び組織	
(3)	調査の目的及び留意点	
(4)	本審議会の進め方	
II	いじめ等に関する調査結果	
1	調査結果	5
(1)	事実経過	
(2)	事実認定できなかった事案	
2	いじめの認定	15
(1)	いじめの定義	
(2)	認定した事実に基づくいじめの評価	
3	いじめの重大事態の認定	17
(1)	いじめの重大事態の定義	
(2)	Aの心理的状況等を踏まえた重大事態の認定	
III	本事案に関する学校及び教育委員会の対応上の問題点	
1	学校の対応の問題点	19
(1)	〃が策定した学校いじめ防止基本方針について	
(2)	学校の組織としての対応について	
(3)	学校生活支援シート等の作成等、学校の特別支援教育について	
2	教育委員会の対応の問題点	24
(1)	いじめの防止に関する学校への指導・助言について	
(2)	重大事態としての調査に関わる対応について	
IV	再発防止に向けた提言	
1	学校のいじめ防止の取組の改善に向けて	28
(1)	実効的な学校いじめ防止基本方針の策定と周知徹底	
(2)	いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図る校内組織の確立と組織的対応の徹底	
(3)	いじめを許さない児童・生徒の育成	
(4)	特別支援教育に関する教職員の資質向上	
(5)	児童・生徒及び保護者に寄り添った対応の共通認識と実践	
2	教育委員会が取組の改善に向けて	29
(1)	学校いじめ防止基本方針の確認及び改善指導	
(2)	いじめ及びいじめの重大事態に対する学校の理解の深化	
(3)	法に基づくいじめの重大事態への対応の徹底	
(4)	特別支援教育の充実	

I 本事案の概要

1 被害児童

(1) 学 校 名 国分寺市立[]学校

(2) 学年学級 []

(3) 性 別 []

(4) 氏 名 [] (以下、「A」という。)

2 被害児童・欠席期間の状況

(1) 月別欠席日数 (令和2年8月～令和3年3月)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
授業日数					6	22	24	21	21	17	20	18	149
出席停止・欠席日数					■	■	■	■	■	■	■	■	■
遅刻					■	■	■	■	■	■	■	■	■
早退					■	■	■	■	■	■	■	■	■

(2) 被害児童の状況

① Aの特性について

Aは、第1学年時に、[]との診断を受けている (平成27年6月22日)。第6学年時にも、[]の診断を受けている (令和3年1月29日)。

② Aの状況について

令和2年12月に後述のいじめ事案が生じた後である令和3年1月から遅刻早退が増え、令和3年2月、3月は欠席がちの状況となりそのまま卒業に至った。現在は[]に在籍している。

3 調査の概要

(1) 国分寺市いじめ防止対策審議会への諮問に至る経緯

- ① 後述第16頁記載の経過のとおり、[]学校においてAへのいじめ事案が発生した。
- ② その後、Aの[]になり、令和3年1月頃から遅刻早退が増え、令和3年2月、3月は欠席がちの状況となりそのまま卒業に至った。
- ③ Aの保護者は、本いじめ事案の発生以降、学校の対応を求めている。令和3年2月22日の学校と保護者との面談で、保護者は重大事態として扱う可能性があること及び国分寺市教育委員会 (以下、「教育委員会」という。) と連携してほしいことを告げた。また、同年3月8日には、教育委員会にAの保護者から連絡があり、保護者は重大案件と思っているこ

とを告げた。

同年4月30日に、Aの保護者より教育長宛てに、「いじめ防止推進対策推進法第28条に定めるいじめの重大事態が発生したと申し立てます。1号の精神に重大な被害が起きた事案と2号の不登校事案の複合事案として調査してください。」と申し立てるファクシミリが届いたことを受け、教育委員会は本事案をいじめの重大事態として調査を行うこととした。

このことを受けて、同年5月27日に開催された令和3年第5回国分寺市教育委員会定例会において、教育委員会は、本事案の「1 いじめ事案の調査結果」「2 再発防止策」について、国分寺市いじめ防止対策審議会（以下、「本審議会」という。）に諮問することを決定した。

同年6月11日に教育委員会からの上記の諮問を受け、本審議会は、同年7月16日より、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条及び「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例（以下、「本条例」という。）」第18条2項第2号に基づき、本事案の調査を開始した。

（2）調査主体及び組織

本事案の調査は、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置されている附属機関である本審議会が主体となって実施した。調査を実施した委員は、次の通りである。

松尾 直博	公認心理師
金子 一彦	学識経験者
掛川 亜季	弁護士
大和 義行	学識経験者

なお、本審議会の委員である[]
[]本事案についての審議に携わらないこととし、国分寺市いじめ防止対策審議会臨時会（第1回）においては、本条例第21条に則り、意見聴取役として、新川 保明氏（医師）が出席した。

（3）調査の目的及び留意点

本審議会は、本事案の「1 いじめ事案の調査結果」「2 再発防止策」についての諮問を受け、以下の3点を明らかにすることを目的として、調査を開始した。

- ① Aが第6学年時に受けたいじめ等に関する事実関係を明らかにすること。（Ⅱ章）
- ② 本事案に関する学校及び教育委員会の対応上の問題点を明らかにすること。（Ⅲ章）
- ③ 前各号によって明らかになった事実及び検証から、再発防止に向けた提言を行うこと。（Ⅳ章）

なお、本審議会の目的はあくまでも上記の目的3点の内容を達することであり、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。関係児童ら、教諭個人や国分寺市の法的責任を判断するものではないことに注意を要する。

(4) 本審議会の進め方

本審議会においては、委員出席のもと、調査を進行した。各委員は検討内容に従って、本条例第20条第5項に基づき、庶務担当を担う学校指導課からの報告をもとに、審議を行った。また、必要に応じて、学校指導課に調査を指示し、調査結果を踏まえて、以下の日程で報告書の作成を進めた。

審議会の開催日時と主な検討内容

回	開催日時	主な検討内容
1	令和3年7月16日（金）午後7時より	・いじめ事案の概要の確認
2	令和3年8月20日（金）午後7時より	・学校及び教育委員会のこれまでの対応について ・保護者の意見や質問に対する回答について ・今後の調査について
3	令和3年10月8日（金）午後7時より	・調査項目について ・保護者の意見や質問に対する回答について
4	令和3年11月26日（金）午後6時より	・保護者の意見や質問に対する回答について
5	令和3年12月20日（月）午後6時より	・保護者へのヒアリング ・事実認定について
6	令和4年1月24日（月）午後6時より	・事実認定について ・医師へのヒアリングについて
7	令和4年3月18日（金）午後6時より	・事実認定について
8	令和4年5月19日（木）午後7時より	・事実認定及びいじめの認定について
9	令和4年6月17日（金）午後7時より	・重大事態の認定について
10	令和4年8月5日（金）午前9時30分より	・学校の問題の検証
11	令和4年10月3日（月）午後5時より	・保護者からの意見の検討 ・学校及び教育委員会の問題の検証
12	令和4年11月14日（月）午後6時より	・学校及び教育委員会の問題の検証 ・再発防止に向けた提言の検討
13	令和4年12月12日（月）午後6時より	・学校及び教育委員会の問題の検証 ・再発防止に向けた提言の検討
14	令和5年1月18日（水）午前9時より	・再発防止に向けた提言の検討 ・全体の確認
15	令和5年2月20日（月）午後5時より	・全体の確認
16	令和5年5月15日（月）午前9時より	・全体の再確認
17	令和5年6月23日（金）午後7時30分より	・全体の再確認
18	令和5年8月29日（火）午後1時より	・全体の再確認
19	令和5年9月15日（金）午前9時より	・全体の再確認

II いじめ等に関する調査結果

1 調査結果

本調査に際しては、Aへの心理的配慮が必要であることや、当時の校長は[]担任は[]を踏まえ、A及び当時の校長と担任から聞き取りができない状況があった。本調査実施以前の記憶が新しい時期に学校とAの保護者との間で事実確認が重ねられていた経緯により、基本的には学校の調査報告書（令和3年7月2日）に記載の事実を前提とし、これに加えて、教育委員会の記録、主治医からの所見、Aの保護者からの所見や要望、関係児童及び保護者への聞き取り等、入手できた情報を基に調査を行ったものであり、事実の認定としては必ずしも完全ではないことを始めに記す。

なお、この後に記述するB、C、D、E、F、G、I、JはAの同級生であり、本事案の関係児童である。HはAの隣の学級の児童であり、Aの友達である。

（1）事実経過

① Aの小学校入学以降小学校6学年時の転入までの状況

本経過について、6学年時のAに対するいじめに関係すると思われることから記述する。

ア 第1学年では、1学期中にAの保護者が心理検査結果報告書を学校に提出し、合理的配慮を願い出た。また、就学支援シートの「入学後の生活に関する保護者の意向・要望・期待など」の欄には、[]による友達からのいじめを心配していることや、自尊心を損なわないような配慮を求める要望があった。しかし、担任が見る限りAは集団生活に支障はなく、1年生としてクラスで楽しく過ごしているようだった。学習については、苦手な部分も見られたので、担任はよく声掛けをして励ましていた。

第2学年では、4月にAの保護者が、担任に合理的配慮などについて相談した。その後、第3学年に進級する前には、Aの保護者は校長に特別支援教育に理解のある教員が担任となることを願い出た。

第3学年では、5月にAの保護者と担任及び図画工作科の担当教諭とで、合理的配慮に関する面談を実施した。

学校は、Aに[]こと等に関して支援が必要であると捉え、第4学年時までは以下のような支援を行ってきた。

- ・文字を書き取る量の配慮
- ・学校生活支援シート及び個別指導計画（以下、「学校生活支援シート等」という。）の作成（第4学年時）

この他、各学年において、以下のような事項を、Aの保護者からの資料と共に引き継いだ。

- ・苦手なことをさせないこと
- ・得意なことを伸ばして欲しいこと
- ・友達関係をつくるのは自分からは苦手であること 等

イ 第3学年2学期に、Aは、複数の同級生男子から[]と言

われたり、[]と言われ、柔らかい棒で叩かれたりすることがあった。このことについては、Aの保護者から連絡帳で担任に連絡があり、担任が見守るよう依頼があった。

また、令和3年3月1日に、Aの在籍学級の児童に行われた聞き取りにおいて、第4学年より前に、[]Aを避けて歩いた児童がいたこと、男女関係なく、明らかにAを避けている児童がいたことが報告された。

ウ 第4学年時には、体育の時間にAが2人組を作ることができなかつたり、男女に分かれて手をつなぎ、大きな円を作る際に、誰とも手をつなぐことができず、Aの周りに大きく空間が開き、Aと担任が手をつないだりすることがあった。

第4学年では、4月にAの保護者は、担任にAへの合理的配慮を確認した上で、いじめの心配を相談した。また、6月には、担任に学校公開時に学級で見られたAの仲間外れの状態から、いじめについての心配を相談した。担任は、[]仲間外れやいじめに関するAの保護者の心配を受け、Aに[]
[]の声掛けをしたりしていた。

エ []
[]
[]

② 6年時転入以降の状況

ア Aの特性に対する学校の対応等

第6学年の転入時は、第4学年時の担任が、第6学年時の担任に学校生活支援シート等の資料の保管場所を伝え、確認するように依頼した。また、Aの保護者からの要望や第4学年時の担任の関わりや配慮事項などを、以下のように伝えた。

- ・苦手なことへの配慮を行ってほしいといった要望を受け、文書を書くこと、漢字などについて、授業中、書く量を減らすことや宿題が多ければ減らすようにしたこと。
- ・Aの保護者から、Aは、自分から人に関わるのが苦手であることや、[]
[]と、第4学年時の担任が聞いたことを受け、第4学年時の担任もAと一緒に遊んだりしたこと。第4学年時の担任は、学級の児童とAのつなぎ役になるよう、関わったこと。
- ・Aの得意なことを伸ばすこと、よいことをしたら、すぐに褒めること。
[]等で何か言われなにか心配していることを、第4学年時の担任が、Aの保護者からの要望として受け、Aの[]などの配慮を行ったこと。

イ 令和2年11月初めに、学校は国分寺市いじめに関する調査（以下、「市いじめ調査」という。）による調査を実施した。Aは、市いじめ調査の質問「あなたは、悪口を言われたり、暴力をふるわれたりしたことがありますか。」に対し「ある」、「いつ」及び「どのような内容」には「わからない」と回答した。

ウ 11月20日に、担任は、Aに対して市いじめ調査に関する聞き取りを行った。その際、Aは、Bが、Aの近くに来て、内容は思い出せないがちょっかいを出してきたことや、Bが、Aに話しかけてきたこと、Bが、Aとの距離を近づけてきたことがあり、AはBに対して

不安を感じていることを、担任に回答した。

担任は、聞き取りの結果を受けて、A、B及び目撃した児童に内容を確認した上で、指導を行った。

Aの市いじめ調査の結果については、学年間での簡単な共有に留まり、書面で生活指導主任及び副校長、校長に報告されたのみだった。また、市いじめ調査の結果について、担任は、Aの保護者及びBの保護者に伝えなかった。

エ その後も、同様のことがあった場合は、担任はBに指導をしたが、改善が見られなかった。その後は、担任はAとBの様子を継続して見守るようにした。なお、これらの対応は、市いじめ調査でのAの個人票に、担任が記入していた内容である。詳しい指導内容は明らかでない。Bは、令和3年6月の、学校からの再度の聞き取りの際には、市いじめ調査に関連した指導については、「よく覚えていない。」と回答している。

オ 11月中旬から12月21日までの間、Aが、B、C、Dら、複数の児童にくすぐられることが複数回あった。なお、一部は、イのアンケートの記載と重なっている可能性がある。

11月20日の市いじめ調査での聞き取り以来、担任はBがAをくすぐるのを見たことがあった。Aは、担任の背中におんぶで乗ってくることがよくあり、その時に担任をくすぐることがあった。Bはその様子を見て、担任の背中に乗っているAをくすぐることがあった。後の聞き取りでは、指導方法工夫改善加配教員（以下、「算数担当教諭」という。）、理科担当教諭、音楽担当教諭、図画工作担当教諭は、Aがくすぐりを受けているなどの場面は見られなかったと言っている。また、関係する児童も、後の聞き取りでは、担任が見ている前では、Aへのくすぐりを行わなかったと回答している。

カ 11月24日、Aの保護者から担任に、BからAへのくすぐりについての相談があった。担任は、「早急に対応します。」とAの保護者に返答した。

キ 11月27日、担任は、Bの他児に対する[]における行動に対して指導を行った際、「人を傷つけることはいけない。」とAのことに触れて、くすぐりのことも併せて指導をしたと述べている。その後、担任は、Bの保護者に、家でも指導するように連絡をした。また、担任は、休み時間や専科の授業を中心にBの観察を行ったが、その際は、くすぐりは把握できなかった。

なお、担任は、11月27日以降も、その都度、Bへ指導を行っていたと述べている。しかし、令和3年6月のBへの再度の聞き取り調査の際において、Bは、くすぐりについては、後述の12月21日の事案の前には、指導された記憶がないと回答している。担任からの再度の聴取は実施できておらず、Bのくすぐりに対する担任からの指導の有無については確定できなかった。

ク 令和2年11月（日付不明）、Aが、牛乳を触り「触っちゃった。」と言った。Bは、この言葉を真似して、繰り返した。

担任は、その場でBに対して、「それはいじめだよ。」と注意したと述べている。

ケ 12月8日、Aの保護者から担任に、面談の希望があった。担任は、年末の私立中学校受験の児童の調査書作成などが重なったため、12月18日の面談を提案した。

コ 同日、Aの保護者とスクールカウンセラーで面談を実施した。Aがからかわれていること、自尊心が低下していること、担任の合理的配慮への要望等について相談があった。

サ 12月10日、Aの保護者から担任に、12月18日の面談までの間の要望として、以下の内容を含む事項が伝えられた。

- ・面談までの授業の様子や友人関係を見ること。
- ・Aの第4学年時の学校生活支援シート等を、担任が確認すること。

担任は「転入当時に比べて配慮が足りない点が多いと思うので（面談までの）1週間工夫したい。」と、Aの保護者に返答した。

担任は、すぐに第4学年時の学校生活支援シート等を確認せず、第6学年時の学校生活支援シート等も作成しなかった。また、Aの保護者からの申し入れについて、担任は学年主任や管理職への相談はしなかった。相談しなかった理由は、自分で対応できると考えたためと、後日、担任は話している。

シ 12月15日、Aの保護者から担任に、以下の相談が連絡帳で寄せられた。

- ・Bと前後左右の4人から、Aがくすぐられて、困っている。
- ・Aが「やめて。」と言っても、かえってその様子を見て笑っている。
- ・Aは敏感であり、以前友人やAの家族と、くすぐりのことで大きな喧嘩になったことがある。
- ・大事にならないか心配であり、対応してほしい。

担任は、この連絡帳に、「くすぐりの件、よく分かりました。」と返答した。また、担任は朝の会で、学級全体に「暴力や暴言は人が傷つくからやめよう。」「くすぐりに弱い子がいる。やめようね。」といった指導を行った。

ス 12月16日、国語の授業において、討論会を行った際、授業の始めに、Aは、「発表は難しい。」と言った。Aに対して、担任は、「意見は書けているから、そのまま言ってくれればいいよ。」と話をした。討論会を行ったところ、Aは思うように発表できなかった。それに対して、「それじゃあ大人になれないよ。」と言った児童（誰かは不明）がおり、この言葉でAが泣いた。

その時、担任は、Aとは違うブースにいた。担任は、Aに話を聞いたが、誰がどのように言ったかの聞き取りはしていない。

同日、担任は、Aの保護者に対して、Aがいやがっている発表をやらせてしまったこと、Aが泣いてしまったことについて、連絡帳で謝罪をした。

セ 12月17日、「自分の宝もの」をテーマにした作文を書く課題で、Aは、テーマを「お母さん」にした。そのことを笑った児童（誰かは不明）がいた。

担任は、「宝物だから家族でもいいよ。」とAに話した。

ソ 12月18日、担任とAの保護者で面談を実施した。合理的配慮についてAの保護者と確認した。また、担任はクラス内でのAの様子を心配するAの保護者に「Iと話しているから大丈夫です。くすぐりのことも大丈夫です。」と答えた。担任は、日頃から周囲を楽しませることの多いIが、Aに対して話しかけていたため、担任の見ていない範囲では大丈夫だと思った。

その後は、担任は「Aや学級の様子を見守っていた。」と言っていたものの、CとDに直接の指導はしていなかった。

その後も、Aへのくすぐりは続いており、担任はそのことに気付いていなかった。Cと

Dに対して、くすぐりについての指導を担当したのは、後述の12月22日になってからである。

また、担任は、これらのAがくすぐられている事案について、学年主任や管理職へ相談しなかった。

タ 12月21日、女子や男子（誰かは不明）が、当日の5分休みにAをくすぐっているのを見た児童（誰かは不明）がいた。

6校時は担任が出張しており、算数担当教諭が算数の授業を行った。授業の終わりが近づき、算数担当教諭は、学習した4枚のプリントを前に提出させるため、各列の後ろから4番目までの児童に、1人が1枚ずつプリントを回収するように指示をしており、対象の回収担当の児童が立ち歩いていた。Eは、Aが折り紙で鶴を作っていたのを見て、見せてもらおうと思い、呼びかけたが、Aが気が付かなかったため、肩をたたいて呼んだ。C及びDが指先でAをくすぐった。Fが鉛筆で、Aのうなじを2、3回、突いた。そこで、Aがその3人に「くすぐるよ。」と言い返すと、男子（誰かは不明）が「痴漢だよ。」と言った。FはAに「セクハラだ。」と言った。

AがDにくすぐり返したときに、BはGに自分を押させ、その結果、BはAにぶつかった。後の調査によると、「反動でAが壁にぶつかった。」とアンケートに記述している児童がおり、Bは強い力でAにぶつかったことが推察される。Bがぶつかってきたため、Aは、Bに向けて机を押した。その後、Aは泣いた。Aは、泣いているときに右側にいた児童（誰かは不明）の教科書で机をたたいた。

Aが泣いていた時に、周りにいた児童（誰かは不明）が「うるさい。」と言った。周りでは笑っている男子、女子（誰かは不明）がいたが、「やめなよ。」と止めようとした児童もいた。

算数担当教諭は、帰りの会の「さよなら」のあいさつの後でAが大きな声で泣き出したため、Aについての話をBとCから聞き、注意するとともに、泣いているAを隣の教室に連れて行き、その後、算数教室に連れて行った。算数担当教諭は、Aと隣の学級のHと一緒に、Aの自宅の近くまで付き添った。

同日夕方、他児の保護者から当日の様子を聞いたAの保護者は学校に電話で連絡し、算数担当教諭に事情を聞いた。算数担当教諭は、AがくすぐられたりぶつかられたりしたことをAの保護者に説明したが、Aの保護者から連絡があったことや、その際説明した内容については、管理職に報告しなかった。

③ いじめ事案発生後の対応

ア 12月22日朝、Aの保護者が来校し、前日のことについて、副校長と算数担当教諭に話をした。副校長は、校長に報告するとともに担任に連絡した。校長は、聞き取りと指導について、担任に指示した。この面談以降、Aの保護者（母）の申し出により、Aの保護者（母）がAの学級に同席することにした。

イ 同日、担任は、朝学習時に、B、C、Dから聞き取りを行った。Bは、Aに向かって、Gに自分を押すように言ったこと、思った以上に押されたのが強かったこと（このことについてGは強く否定している。）、Aにぶつかったこと、面白いと思ったこと、ぶつかった後

で謝ったことを、担任に伝えた。

同日の中休みに、副校長も同席し、C、D、Eに聞き取りを行った。CとDは、「Aは、くすぐりを喜んでいてと思っていた。いやがる時はしてない。」「やりすぎてしまった。」と言っていた。Eは、「算数担当教諭を、クラスの人がなめていた。クラスが激変した。私はしていない。」と言った。担任は、「人には得意不得意がある。くすぐりをいいよと言われてもしてはいけない。相手のいやがることをするのはいじめだよ。」と指導した。C、D、Eの3人は、「今後は絶対にしない。」と担任に約束した。

同日の給食準備時間に、FとGに担任が聞き取りを行った。すでに聞き取りをしたB、C、Dも同席した。Gは、Bに押してと言われたので押したと回答した。担任が指導した際、Gは、「悪いことをしたと思った。」と反省していた。Fは、他の人がしているので、自分もAを鉛筆でくすぐったと話した。

ウ 担任は、同日の午後の授業時間に、学級全体に以下のことについて指導をした。

- ・担任がいない時の学習の仕方について。
- ・Aにとっては、くすぐりがとてもいやなことであること。
- ・周りで見ていた人も、止めなければ、した人と同じであること。

エ 同日の放課後に、担任は、Cの家庭に連絡した。その際は、Cの兄が電話に対応した。Dの家庭には連絡がつかなかった。Eの家庭には連絡していない。Eは本人からEの保護者に話をしていた。

オ 同日、Aは、[]を受診し、[]と判定されている。当時の主治医（以下、「当時の主治医」という。）は、当日のAの状況について[]とコメントしている。

カ 12月23日朝、Eから「Aと話す時間がほしい。」と担任に提案があったため、担任は、昼休みに、AとEとの話合いの場を設定した。Eは、くすぐったのではなく、Aを呼ぶために肩をとんとんとたたいたことを話した。Aは、「とんとんとするのも今はやめてほしい。3学期からは、大丈夫。」と話した。

キ 12月24日、Aの保護者（母）が、副校長に電話をして、担任の児童への指導や対応について話した。また、放課後に経緯や対応について担任との面談を求めた。副校長からの連絡を受けた担任はAの保護者に年明けの対応となると答えたが、Aの保護者は翌日に児童への指導をする等、対応するように担任に伝えた。

ク 12月25日、CとDが直接、Aに謝った。担任は、考えて行動することや「いいよ。」と言われても決してしてはいけないことなどを指導した。C、Dは今度から絶対にしないことをAに約束した。

ケ 同日、担任は、副校長同席のもと、Aの保護者との面談を行い、経過を報告した。この場で、今後の対応について、Aの保護者と学校で話し合った。

Aの保護者から、以下のような意見や要望があった。

- ・人的な配置を行う等、組織としての対応をすること。
- ・学級全体及び個別指導を徹底すること。
- ・児童の座席や、受容的に児童に接すること等の配慮を行うこと。

- ・ Aが学級の児童の顔と名前を一致させるために、学級の児童の写真を提供すること。
学校からは、以下のことをAの保護者に伝えた。
- ・ Aの友人関係やクラスでの様子の報告。
- ・ 引き続き、聞き取りや指導を要する児童（男子）からの確認と当該家庭への連絡。
- ・ 担任はAとBの対応で手一杯であり、学級のことを自分で抱え込みすぎたこと。学級全体の児童の様子を把握するために、担任とAとの距離をとること。

なお、保護者から事前に連絡を受けていたくすぐりをやめるように周囲の児童に指導してほしいという要望について、担任は「個別に注意した。」とこの面談時には述べたが、令和3年2月19日の面談の際、このことを嘘だと認めている。

コ ケの面談が終わった後、担任が電話でBとGの保護者に本事案の話をした。B、Gも家にいたため、担任は、それぞれの保護者に事情を話すとともに、B、Gとも話をした。Fの保護者は、休校中だったため、要点だけを伝えた。F本人は不在で話を聞くことができなかった。

サ 12月28日、Aの保護者から担任に、「まなびポケット」（コミュニケーションツール）を通して以下のように連絡があった。

- ・ 担任から関係保護者への説明が不足していること。
- ・ 事実を確認してAの保護者に報告すること。
- ・ Aが友達の顔と名前を一致させるため、学級目標のカードに各児童の顔写真を掲載すること。

シ 冬季休業日中、Aには[REDACTED]との言動があり、涙する姿もしばしば見られた。

ス 令和3年1月、Aは教室で授業を受けていた。その際は、Aの保護者が廊下や教室でAの様子を見守っていた。

セ 令和3年1月2週目頃、男子児童の謝罪の有無について、Aの保護者が担任に確認した。

このことを受けて、担任は、休み時間に再度、G、Fに聞き取りを行った。その後、G、Fは、Aに「これからはしません。ごめんなさい。」と直接謝った。

ソ 1月12日、Aはスクールカウンセラーとの面談を行った。

タ 同日、学校は校内委員会を開催し、いじめに関するAの保護者の訴えと遅刻早退をしているAへの支援等についての検討を行った。

チ 1月14日から、Aの登校調整が始まる。

ツ 1月15日、学校は生活指導夕会において、Aの状況等について情報共有を行った。同日、面談で、保護者は校長に、担任への不信や学級の荒れ、算数担当教諭の指導力不足等について訴えた。

テ 1月18日、Aの保護者から管理職宛てに、BからのAに対する謝罪の要望の手紙が届く。その中で、学校の真摯な対応がなかったこと、保護者への報告内容や担任の感情的な態度での介入等について、言及があった。また、学校でできる合理的配慮について要望があった。

ト 1月20日、担任とともに副校長も同席し、休み時間にBがAに直接謝った。Bは、「傷つけるのはだめ。同じことは絶対に繰り返さない。」と約束した。

- ナ 1月22日、学校は生活指導夕会において、Aの状況等について情報共有を行った。
- ニ 1月26日、Aはスクールカウンセラーとの面談を行った。
- ヌ 1月28日、Aの保護者と学校は面談を行い、Aの心身の不調について相談を受けたり今後の対応を話し合ったりした。
- ネ 1月末、Aは [REDACTED]
[REDACTED]
- ノ 2月2日、 [REDACTED]
- ハ 2月3日、 [REDACTED]
- ヒ 2月5日、学校は生活指導夕会において、Aの状況等について情報共有を行った。
- フ 2月12日、学校は生活指導夕会において、Aの状況等について情報共有を行った。
- ヘ 2月15日、Aは、登校はしたものの、学級での集団行動ができなかった。
- ホ 2月16日、Aの欠席が始まった。
- マ 2月17日夜、Aは [REDACTED]
[REDACTED]
- ミ 2月18日、Aは当時の主治医に受診し、家での療養生活に入った。
- ム 2月19日、Aの保護者に対して、学校は面談を行い、調査報告について相談を受けたり今後の対応を話し合ったりした。
- メ 2月22日、Aの保護者に対して、学校は面談を行い、相談を受けたり今後の対応を話し合った。その中で、担任の対応や学級の規律が不安定であること等への指摘、8月から12月にAが受けたことについて知りたいということ、担任からの謝罪も含めて学校の組織的な対応など、学校の指導についての要望があった。また、「もし求めているものがこなかったとしたら不服ということで、もしかして重大事態として市教委に再調査みたいのをお願いすることになるかもしれません。」という発言があった。
- モ 同日、副校長は教育委員会に対し、本件について初めて連絡を入れた。
指導主事甲は副校長に対し、迅速で丁寧な対応と、対応内容の詳細な報告及び続報の報告を指示した。
- ヤ 2月24日、学校はいじめ防止委員会を開催し、Aの状況の確認や担任の謝罪、児童アンケートの内容、Aの保護者が求める記録の作成等についての検討を行った。
- ユ 2月26日、学校は生活指導夕会において、Aの状況等について情報共有を行った。
- ヨ 3月1日、副校長は、朝の会の時間にAの所属する学級に行き、本いじめ事案に関するアンケートを、当該学級の児童に行った。4校時及び5校時には、副校長と学年主任が、当該学級の児童一人一人から聞き取り調査を行った。
- ラ 3月1日、学校はいじめ防止委員会を開催し、Aの状況の確認や担任の謝罪、児童アンケートの内容、Aの保護者が求める記録の作成等についての検討を行った。
- リ 3月2日、保護者会において、副校長も同席し、副校長から本件についての経緯を説明した上で、担任と副校長は、Aの保護者及び学級の保護者へ謝罪を行った。
- ル 3月3日、Aの保護者に対して、学校は面談を行い、担任の文書による謝罪文や校長作成の「 [REDACTED] における対応の課題と改善策について」を渡した上で、相談を受けたり今後の対応を話し合ったりした。

同日、副校長からAの保護者に対して担任の[]を伝えたことについて、指導主事甲に連絡があった。

- h 同日教育長から市長に対して、本件の概要を報告した。
- i 4月28日、Aの保護者から指導主事甲に連絡があった。指導主事甲はAの保護者に、本件について、国分寺市教育委員会教育委員に個別の案件としては報告していないこと、教育長から市長に報告しているが、方法は不明であることを伝えた。
- j 4月30日、Aの保護者から、本件を重大事態として進めてほしい旨のファクシミリが教育委員会に届いた。そこで、Aの保護者の意向やこれまでの経緯を改めて確認した上で、いじめの重大事態として調査を行っていくこととした。
- k 5月7日、市長及び副市長に対して、教育長、教育部長、学校教育担当課長、指導主事甲より、本事案を重大事態として調査することを報告した。
- l 5月14日、指導主事甲から、Aの保護者に対し、教育委員会の附属機関であるいじめ防止対策本審議会が調査の主体となること、審議会の予定や、学校が作成する報告書の内容について説明したが、ガイドラインで求められている説明事項について丁寧な説明はしなかった。
- m 5月27日、教育委員会定例会において、本件を本審議会に諮問することを決定した。
- n 6月11日、いじめ防止対策本審議会で、本件について教育委員会から本審議会に対して諮問を行った。
- o 6月3日から6月25日にかけて、関係する児童や保護者に対して、学校が本事案の聞き取りを行った。その際、教育委員会は、重大事態としての調査が始まったこと、関係児童から聞き取った内容は本審議会に提供することなどを、学校から周知するよう指導したが、説明するべきガイドラインの説明事項を伝えていなかった。
- p 7月2日、[]校長が、本事案について改めてAの保護者に謝罪した。指導主事甲から、Aの保護者に対して、いじめ防止対策本審議会に向けた学校の報告書の内容の確認を行った。また、報告書の内容や今後の調査に関するAの保護者からの問い合わせを指導主事甲及び校長、副校長が受けた。
- q 7月16日、教育委員会からの諮問を受け、本審議会が調査を開始した。

なお、教育委員会は電話にて、以下の日に、Aの保護者から本事案を不登校の重大事態にすることについて、進捗はどうかとの問い合わせを受けている。

(令和3年3月22日、4月14日、4月28日)

(2) 事実認定できなかった事案

上記(1)の事実経過のほか、以下①から④の各事案について、Aの保護者からの申告、または児童からのアンケートや聞き取りで把握された。②③④は、令和3年3月1日の学校の追加調査にて児童から回答があった事案である。しかし、[]当時の校長、[]担任、心理的配慮によりA、この3名いずれからも聞き取りができなかったこと、時間経過とともに関係児童の記憶があいまいになっていること、アンケート自体に記載がなかったことから、どの事案も、聞き取りが可能な学校関係者や関係児童、Aの

保護者以外に事実確認ができなかった。しかし、これは事案の不存在を意味するものではない。

① [redacted] 動きをさせられたとの事案

令和3年2月22日、Aの保護者と校長、副校長との面談の中で、Aが、学級の児童から [redacted] 動きをさせられて、笑われたことについての情報が、Aの保護者から寄せられた。このことは、Aの保護者がAから聞いたことであり、誰が行ったのかは不明である。

このことについて、学校は令和3年3月1日に実施した当該学級の本いじめ事案に関するアンケートに、関係する記述があるかを探したが、本事案に関する記述は見当たらなかった。校長は、アンケートを確認する以外に、本事案について調べることを指示せず、担任も調べなかった。

② 虫で遊ぶ動画の真似をした児童が、Aに指で突くような動きをしたとの事案

(日時不明) この事案は、IとJが、虫で遊ぶ動画の真似をして、Aを指で突くような動きをしたというものである。このことについて、令和3年3月のアンケートでは、Iは「2学期の最初 つんつんしてしまった。」と記述している。令和5年2月の再度の聞き取りでは、Iは、「両手の人差し指で突くような動きをしたが、詳しくは覚えていない。」と述べている。Jは、「Iと共に突くような動きをしたが、Aを虫に例えた訳ではない。」と述べている。また、「二人とも実際には突いていない。」と述べている。

③ Aと他の児童がぐるぐる回る動きをしたとの事案

(日時不明)、令和3年3月の聞き取りで、Iは、「Aとぐるぐる回る動きをした。自分(I)もぐるぐる回った。」と述べている。このことについて、令和5年2月の再度の聞き取りで、Iは、「先にAが回っており、自分も真似をして一緒に回った、Aは楽しそうにしているように見えた。」と述べている。

④ 体育の着替えの時に男子児童に囲まれたとの事案

(日付不明)、令和3年3月の聞き取りで「体育の着替えの時にIとJがAを囲んでいたことを見た。」と回答した児童がいた。このことについて、令和5年2月の再度の聞き取りで、Iは、「Aの行動に関して、IとJで注意したことが1回あった。Aは当該の行動に関して『していない。』と答えた。」と述べている。Jは、「囲んだことはない。」と述べている。

2 いじめの認定

(1) いじめの定義

法第2条において、いじめの定義は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象とな

った児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されている。

(2) 認定した事実に基づくいじめの評価

本審議会においては、Ⅱ 1 (1) 記載の事実経過のもと、それぞれの事実が、法第2条で定義するいじめにあたるかという評価を行った。なお、前述のとおりAへの聴取はできておらず、各事案について、実際に苦痛を感じていたかどうかを、Aに確認することはできなかった。よって、認定した事実に基づき、Aが苦痛を感じていたと推察されることを、いじめとして評価した。

まず、Ⅱ 1 (1) ②イ及びウについては、Aが市いじめ調査における担任の聞き取りに際し、不安を感じている旨を回答していることから、Aは、Bの言動に対して心身の苦痛を感じていたと推察される。

Ⅱ 1 (1) ②オについては、Aが本事案のことをAの保護者に相談しており、Aの保護者もAはくすぐりについて敏感であることを心配していた事実がある。これらのことから、複数の児童から、継続してくすぐられた本事案について、Aは心身の苦痛を感じていたと推察される。

Ⅱ 1 (1) ②クについては、担任がいじめという言葉を使って指導しているものの、AがBの発言に対して、心身の苦痛を感じていたと推察することは難しい。

Ⅱ 1 (1) ②スについては、Aが泣いた事実がある。このことから、本事案については、Aは心身の苦痛を感じていたと推察される。

Ⅱ 1 (1) ②セについては、Aの保護者(母)の記録によると、Aは、Cに、「お母さんのことを好きなの？」と手紙で聞かれ、「そうだよ。」と回答しようとしたとある。このことから、Aにとって、母が好きであり、自分の宝物であることは当然のことであり、恥ずかしいことではなかったとも考えられるため、本事案について、Aが心身の苦痛を感じていたと推察することは難しい。

Ⅱ 1 (1) ②タについては、BはGに自分を押させ、Aにぶつかった際のことを、「思ったよりGが強く押した。」と述べており、強くAにぶつかったことが推測される。また、「セクハラ」という言葉を使われ、複数の児童に嘲笑された事実がある。これらの結果、Aが大声で泣いてしまったことから、本事案については、Aは強い心身の苦痛を感じたことが推察される。

以上により、本審議会としては、Ⅱ 1 (1) ②のイ及びウ、オ、ス、タを、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」に当たるものと評価する。

一方、ク、セは、Aが心身の苦痛を感じていたかどうかについて、必ずしも明らかでない。よって、ク、セ及びⅡ 1 (2)「事実認定できなかった事案」については、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」には当たらないと評価する。

ただし、ク、セは、外形事実からすればいじめではないかと認識し得るものであり、クにおいて、担任がBに対して「いじめ」という言葉を使って指導したことは、特筆すべきことである。また、Aの障害の特性により、Aが苦痛を感じていたことを表出していなかった可能性もある。Ⅱ 1 (2)「事実認定できなかった事案」も含めた、Aに対する学級での一連の事案は、学校が正確に事実を把握し、解決すべき課題であり、決して軽視できる

ものではないことを付しておく。

3 いじめの重大事態の認定

(1) いじめの重大事態の定義

法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は、同項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(以下、「第1号重大事態」という。)」及び第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(以下、「第2号重大事態」という。)」と規定されている。

(2) Aの心理的状況等を踏まえた重大事態の認定

本審議会では、先に認定した一連のいじめ事案を、法が定義するいじめの重大事態にあたるか、認定を行った。

① 第1号重大事態の検討

まずは、第1号重大事態である、Aの生命、心身又は財産に重大な被害が生じたことと、一連のいじめ事案の関係を検討した。

Ⅱ 1 (1) ②タの発生翌日である令和2年12月22日には、Aは、
と判定されている。同日に、当時の主治医
(以下、「当時の主治医」という。)は、
とコメントしている。また、令和3年1月頃より、Aの精神状態は極めて悪化している。

これらの状況を踏まえ、本審議会の指示を受けて事務局は、当時の主治医に、Aが心身の不調をきたした原因を聞き取った。当時の主治医によると、「学校生活、転居が重なったこと、それ以外の把握していないこともあり得る等、様々な要因があったのだらうと推測するしかない。」との見解であった。

また、同様の照会を、令和3年6月から現在に至るまでのAの主治医(以下、「現在の主治医」という。)にも、本審議会より書面にて行った。現在の主治医からは、「小学6年生時のいじめがあったのち、児が
をきたした。2021年6月10日当院外来初診、2021年8月16日に当院入院後、症状改善し、歩行や
は問題なく、他児との交流も認められている。心身ともに不調をきたした原因として、いじめが一因になっていた可能性があると考えられる。」との回答を得ている。

② 第2号重大事態の検討

続いて、第2号重大事態である、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていることに、Aの欠席状況が該当するか検討した。

前述したとおり、Aは、令和3年2月16日から登校できない欠席がちの状況になっており、欠席日数は年間20日となる。文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」

は、「法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」と示している。Aの欠席日数は、30日に至らないものの連続しており、たまたま卒業時期で登校日数が限られていたため30日に至らなかったに過ぎないものと考えられる。現に中学校に進学した以降も、Aは学校に登校できない状態が続いていた。よって、Aの欠席は、第2号所定の「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされていることに該当すると考えられる。なお、[REDACTED] 令和3年2月16日の不登校に至るまでの間に、不登校を誘発するようなそれ以外の要因があったかどうかは、不明である。

③ 結論

以上、当時の主治医及び現在の主治医からの見解等により、これら一連のいじめ事案が、Aの生命、心身に重大な被害を生じたことの一因となっていた可能性があると考ええる。また、Aの欠席は、第2号所定の「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされていることに該当すると判断する。以上により、本審議会は、本事案はいじめによる第1号及び第2号のいずれにも該当する重大事態であると認定する。

Ⅲ 本事案に関する学校及び教育委員会の対応上の問題点

1 学校の対応の問題点

(1) 学校が策定した学校いじめ防止基本方針について

① あるべき姿

いじめの問題については、校長は明確で実効性のある学校いじめ防止基本方針を策定し、毎年、見直しを図るとともに、教職員や保護者に周知する。その上で、教職員は同方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。

② 実際の学校の対応

ア 学校いじめ防止基本方針の内容

学校における「令和2年度 学校いじめ防止基本方針」は、
で構成されている。

同方針では、「いじめの防止」のための取組として、いじめに対する意識調査や実態調査の実施、「いじめ防止のための年間指導計画」の作成、学級経営の充実などを示している。「早期発見」の取組として、いじめに気付く力を高めるために、呼名しての出席確認や個人のノートや提出物に変化がないかどうかの確認、校内研修の実施、定期的なアンケートや個人面談の実施などを挙げている。「早期対応」のために、校内組織で指導・支援体制を組むこととしている。また、「いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。」としている。加えて、「いじめ防止委員会」（校長、副校長、主幹教諭、教務・生活指導主任、養護教諭、いじめ担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、当該児童担任、当該学年主任）を設置し、いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、課題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換、及び共通認識に基づいた共通行動についての話し合いを行うこととしている。

また、「重大事態の対処」として、重大事態の発生を把握した場合の教育委員会への報告、事実関係を明確にするための調査の実施、保護者等に対する情報の適切な提供、調査結果を学校設置者に報告することなどを示している。さらに「いじめ発見時の緊急対応」として、いじめ事案発生時の対応をフローチャート化（以下、「フローチャート」という。）して示している。なお、同方針は、平成26年に策定された後、定期的に見直し、更新している。

イ 学校いじめ防止基本方針の周知の状況

校長は、令和2年度の学校経営方針や学校いじめ防止基本方針等を、職員会議や保護者会で配布・説明しなかった。また、学校のホームページに掲載していた同方針は最新のものではなかった。なお、令和2年度は令和2年5月末日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業を実施しており、教職員の出勤が制限されるなどしていたこと

が、上記各周知が行われなかった要因となったと思われる。

ウ 日常的な取組

学校では、日常的な取組として、特別な支援や個別の指導を必要とする児童等の情報を共有し、対応を検討するための「校内委員会」（校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、関係学年の教職員教員が参加）を月に1回程度開催し、情報共有や対応の検討等を行っていた。また、児童の生活指導上の課題の把握・共有のための「生活指導夕会」を毎週金曜日に開催し、日頃からいじめをはじめ生活指導上の問題について、教職員間で情報を共有する取組を行っていた。

③ 問題点

本事案においては、[] 学校の学校いじめ防止基本方針について、以下のような問題点が指摘できる。

- ・学校いじめ防止基本方針の書類上の更新はしていたものの、学校がデータ保管していた同方針が二つあり、Aの保護者に渡した方針には、「いじめの4条件」や「いじめの構造」等、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義と異なる記述が残る古い内容の同方針であった。なお、このことは、以下に示す校内の引き継ぎの不足に起因するものである。

（学校いじめ防止基本方針の引き継ぎが正確に行われなかった状況）

平成31年度末に、学校は、令和2年度「学校いじめ防止基本方針」を教育委員会に提出した。しかし、学校にはそれとは別の、古い内容の令和2年度「学校いじめ防止基本方針」が保管されており、令和3年7月に、Aの保護者の求めに応じて、後者の基本方針を渡していた。二つの方針が存在した理由としては、新型コロナウイルス感染症による臨時休業の開始直後の諸対応や校長、副校長の異動に伴い、引継ぎが正確に行われなかったことが考えられる。なお、平成31年度末に教育委員会に提出された新しい内容の同方針では、上記の「いじめの4条件」や「いじめの構造」等、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義と異なる記述は削除されていた。

- ・いじめ防止委員会の設置は示していたものの、対応方針の決定や具体的な情報交換の方法は記載されていなかった。また、本事案が発生するまでの間、定期的に同委員会を開催していなかった。
- ・学校は、フローチャートは作成していたものの、「いじめ発生時の対応マニュアル」は作成しておらず、フローチャートをマニュアルと認識していた。
- ・年度変わりに学校いじめ防止基本方針の見直しの作業が適切に行われず、同方針自体が十分に機能するものではなかった。
- ・年度始めの教職員に対する周知・啓発が適切に行われなかったとともに、保護者会やホームページによる保護者、地域への周知も図られていなかった。
- ・臨時休校から登校再開に向けての準備段階においても、周知が適切に行われなかった。
- ・いじめ防止委員会の定期的な開催や、同委員会がいじめ事案を取り扱うことにより、組織的対応が図られるということを教職員が共通理解していなかったことにより、以下に記

載する学校の組織としての対応の課題が生じた根本的な原因となった。

(2) 学校の組織としての対応について

① あるべき姿

教職員は、いじめの未然防止のために、年間指導計画に基づき、いじめという用語にとられることなく、相手が嫌だと思うことはしない、ということなどを具体的に児童に浸透させるための授業や日常の指導を計画的に進める。

また、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめを積極的に認知する。そのために、市いじめ調査を活用し、組織として、小さなことでも認知し、把握する。

いじめを認知した場合には、学校はいじめの防止等の対策のための組織が核となり、組織として担任を支援し、必要に応じて生活指導主任や管理職なども指導に加わることも検討しながら、いじめを解決していく。また何より、被害児童を守り、被害児童・保護者に寄り添った対応を行うとともに、関係する児童・保護者に速やかに連絡し、共に解決に向けて対応する。

② 実際の学校の取組及び対応

ア いじめに関する児童への未然防止指導について

担任は、市いじめ調査や、東京都のふれあい月間等、学校全体でいじめに関する指導を行う際には、他の教職員と同様に、いじめの未然防止に関する指導をしていた。なお、令和2年6月12日及び17日（分散登校のため、同じ授業を2回実施している。）と同年11月11日に、当該学級ではいじめ防止の授業を行っていたことは、週の指導計画で確認している。

本事案に関しては、Ⅱ1（1）②シの通り、担任はAが複数の児童にくすぐられていることについて、学級全体及び関係児童へ個別指導を行ったと述べているものの、Bは個別指導された記憶はないと言っている。

イ いじめの積極的な認知把握及び組織的対応について

市いじめ調査においては、各担任が結果をデータ入力し、生活指導主任がとりまとめを行い、生活指導主任から校長及び副校長に書面で報告していた。この報告は書面でのみ行い、いじめ防止委員会では共有されなかった。

このようにAからの訴えが市いじめ調査では記載されていたにもかかわらず、その調査結果について、職員会議や生活指導夕会、いじめ防止委員会等で共有することなく、Aが在籍する第6学年においても、十分に共有されなかった。また、担任は算数担当教諭など、Aと関わることもある教職員に対して、特別な支援を必要とするAの状況についても周知していなかった。

さらに、担任は、令和2年11月の調査結果について、Aの訴えを認知していたが、Aの保護者及び関係保護者に連絡していなかった。

- ウ Aのいじめ事案への対応について
前述の事実経過のとおりである。

③ 問題点

本事案においては、学校の対応について、以下のような問題点が指摘できる。

ア いじめに関する児童への指導について

- ・担任は、年間指導計画に基づいたいじめの未然防止に関する指導を徹底していなかった。
- ・Aのように、特別な配慮が必要な児童については、いじめ防止委員会で情報共有すべきだが、担任は、当該児童の報告を令和3年2月24日まで行わなかった。
- ・Aが複数の児童にくすぐられる事案が発生した際、Aの保護者からの再三の相談を受けた。

担任は、クラス全体への指導とは別途、Bに対して、くすぐりに関する指導をしたと述べているが、B自身は、そのような指導を受けた記憶はないと述べている。いずれにしても、Bに対して効果的な指導になっていなかった。実際、Aは、Bを含めた複数の児童に、令和2年11月中旬から同年12月21日まで、一ヶ月以上くすぐられる事態が続いていた。

イ 市いじめ調査について

- ・いじめの判断を担任のみが行い、生活指導主任から調査の結果を、副校長、校長に報告するだけの共有に留まっており、学校いじめ防止基本方針に示される校内組織としてのいじめ防止委員会が開催されていなかった。

ウ Aのいじめ事案への対応について

【組織としての対応】

- ・担任等は、第4学年時までのAの課題を把握しながら、引き継ぎを十分に行えていなかった。
- ・担任は、Aへのくすぐりがいじめに当たることについて、令和2年12月15日に保護者から連絡帳での訴えがあるまで、学級の児童に指導をしなかった。
- ・Aが同年11月中旬からくすぐられた事案を担任が一人で抱え込み、組織的な対応がとられなかった。事案を抱え込んだ理由は、いじめ事案を迅速に共有すべきものの認識が教職員間に乏しかったことや、いじめ防止委員会が定期的にかかれていなかったことが組織的な課題としてあり、そのような状況のもとで個別のいじめ事案について速やかに教職員間で共有することができなかったこと、また、学校いじめ防止基本方針やフローチャートを十分に理解していなかったこと等が考えられる。
- ・いじめが疑われる事案としての報告がなかったため、管理職は発生事案を把握できなかった。
- ・担任の本事案の抱え込みに関して、校長による教職員の状況の把握が十分でなく、担任への適切な支援が行われなかった。

- ・前述のいじめ防止委員会が定期的開催されていなかったことも含め、令和2年12月21日にいじめが発生していたにもかかわらず、校内委員会が令和3年1月12日まで開催されないなど、組織的で迅速な対応がなされなかった。また、いじめ防止委員会の役割や意義、名称についての共通理解がなされず、委員会の記録も教職員が各自で行うなど、組織の会議体として不十分な状態だった。
- ・令和2年12月22日からAの保護者が学級の中に入るといった状況になったにもかかわらず、学校として担任への支援や学級への組織的なサポートといった対応が行われていなかった。
- ・令和3年1月14日から、Aが登校調整をせざるを得ない状況になったにもかかわらず、安心・安全を保障するためのAへの対応が不十分であった。この時点で、学校は、本事案が重大事態に発展する可能性があったことを認識すべきであり、教育委員会と相談して、迅速に対応する必要があった。
- ・Aの保護者から支援員を付けるよう要望があったにもかかわらず、管理職は、校内で支援員を付けることについて協議する場を設定することなく、教育委員会に要請をしなかった。提案された様々な要望について、適切に対応しなかったためにAの不安感の解消につながらなかったといえる。
- ・上記のような状況でも、教育委員会への連絡や相談は、Aの保護者の強い訴えがあった令和3年2月22日までなかった。
- ・令和3年3月1日、当該学級の児童全員に対して、本事案についての聞き取り調査を行った際に、正式な記録を残さなかった。

【担任・算数担当教諭の対応】

- ・担任は、Aと関わることもある教職員に対して、Aのくすぐられて困っている状況を周知せず、Aの様子を注視するといった協力を依頼しなかった。
- ・算数担当教諭は、Aが複数の児童にくすぐられたり、Bにぶつかられたりするなどの事案発生に気付かず、Aが大声で泣き出すまで、トラブル回避の介入を行うことができなかった。また、くすぐったりぶつかったりした児童に対して、速やかな事実確認と謝罪の指導を行わなかった。
- ・算数担当教諭は、上記事案について、当日にAの保護者からの問い合わせを受けたにもかかわらず、速やかに管理職への報告を行わなかった。
- ・担任は、令和2年12月21日のいじめ事案に関する関係児童への指導は行ったものの、Aの保護者に指摘されるまで、Aへの謝罪の指導を行わなかった児童がいた。

【保護者への対応】

- ・令和2年11月初めに実施した市いじめ調査の結果について、担任を含む学校は、Aの保護者及び関係保護者への情報提供をしなかった。
- ・くすぐりについての対応依頼をAの保護者から受けながら、速やかに面談の設定を行わなかった。また、児童の状況や保護者の心配事に対しての定期的な情報提供もなかった。

- ・令和2年12月21日のいじめ事案について、Aの保護者や関係児童の保護者に対して、算数担当教諭や担任からの連絡が翌日以降になるなど、速やかな対応が図られなかった。
- ・令和2年12月22日から、Aを心配してAに付き添い、学級に入っているAの保護者に対して、担任や校長から話しかけたり、定期的に情報提供をしたり等の対応がなかった。

(3) 学校生活支援シート等の作成等、学校の特別支援教育について

① あるべき姿

特別な支援を必要とする児童については、学校と本人、保護者で特性や合理的配慮について話し合い、個別の対応を行う。転入してきた場合でも、本人や保護者の思いも聞きながら校内委員会で共通理解を図り、学校生活支援シート等を作成した上で、校内においては、担任間の引継ぎ、組織的な情報共有、記録の作成・保存等を適切に行う。

② 実際の学校の対応

担任は、Aの転入時に第4学年時の担任から、また、令和2年12月10日にAの保護者から、Aの第4学年時の学校生活支援シート等の確認を依頼されたにもかかわらず、同シートの確認をしなかった。

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会で検討が必要な児童がいるかを各学年に尋ねたが、担任はAについて報告しなかったため、Aのことは校内委員会で検討されなかった。

③ 問題点

本事案においては、学校生活支援シート等の作成等、学校の特別支援教育について、以下のような問題点が指摘できる。

- ・校内においては、担任間の引継ぎ、組織的な情報共有、記録の作成・保存等が適切に行われていなかった。
- ・特別な支援を必要とする児童が、いじめにあわないようにするための関係教職員の配慮等についての意識が不足していた。
- ・学校生活支援シート等の作成や校内委員会における情報共有の重要性について、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携等、担任及び管理職の認識が不足していた。
- ・管理職は、Aが特別な支援を必要とする児童であることを知りながら、児童への対応について校内委員会で検討するよう、指導をしていなかった。

2 教育委員会の対応の問題点

教育委員会は、いじめ及びいじめの重大事態に対して、法及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」（以下、「ガイドライン」という。）を正しく理解し、法に基づいた対応を確実に行うことが求められる。

(1) いじめの防止に関する学校への指導・助言について

① あるべき姿

教育委員会は、各学校の学校いじめ防止基本方針について、適宜確認するとともに、学校がいじめ防止に向けて適切に取り組んでいるか、指導・助言を行う。

② 教育委員会の対応

教育委員会は、学校いじめ防止基本方針について、各学校の実情に合わせて毎年、更新するように指導している。その上で、前年度末に同方針を各学校から教育委員会に提出させ、内容を確認した上で、指導・助言をしている。さらに、年度始めに、学校いじめ防止基本方針を全教職員で確認することや保護者等へ周知することも、毎年度指導している。また、夏季休業日中には、生活指導に関するヒアリングを行い、同方針の周知の状況や、いじめの防止に関する研修の実施状況について把握し、必要に応じて、指導・助言をしている。6月と11月には、東京都のいじめ防止強化月間である「ふれあい月間」の取組を活用し、各学校のいじめ防止や不登校に対する取組を再点検するよう、指導している。

また、毎年度4月の校長会において、重大事態の疑いがある時点で速やかに教育委員会に一報することを周知している。令和2年度においても、教育委員会は、上記の指導・助言を行っている。

③ 問題点

本事案においては、いじめの防止に関する学校への指導・助言について、以下のような問題点が指摘できる。

- ・[] 学校の学校いじめ防止基本方針には、情報共有システム、マニュアルの不存在など、複数の課題があったにもかかわらず、教育委員会は、課題を指摘しなかった。また、[] 学校の学校いじめ防止基本方針の引き継ぎが正確に行われなかった状況を把握できなかった。

(2) 重大事態としての調査に関わる対応について

① あるべき姿

いじめの重大事態の疑いが発生した場合は、速やかに法及びガイドラインに則った対応を開始する。

ガイドラインでは、「被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。」と示しており、保護者からの重大事態の申し立てがあった場合は、いじめの重大事態が発生したものとして報告・調査に当たることとされている。

また、ガイドラインでは「学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共

団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言，支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。」とも示しており，教育委員会は学校からの報告を受けて，速やかに地方公共団体の長等に発生の報告をすることとされている。

加えて，ガイドラインでは，i 調査主体・目標，ii 調査主体，iii 調査時期・期間，iv 調査事項，v 調査方法，vi 調査結果の提供について，被害児童及び保護者に説明することとしている。また，調査を実施するに当たり，上記 i～vi までの事項（以下，「ガイドライン説明事項」という。）について，加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこととしている。

② 教育委員会の対応

ア いじめの重大事態に対する学校への指導の状況

令和2年度，教育委員会は，重大事態の疑いがある案件については速やかに一報するよう，4月の校長会で周知するとともに，年に3回の市いじめ調査で重大事態の発生について確認することとしていた。

令和2年度は，7月，11月，2月に調査を実施したが，7月，11月の時点で学校からは重大事態の報告はなかった。令和3年2月22日，副校長から本件の第一報が教育委員会にあった。12月21日のいじめ案件が発生してから，第一報までの間に，校長連絡会，副校長連絡会，生活指導主任会がそれぞれ開催されていたが，本件に関する[]学校からの教育委員会への報告はなかった。学校が報告しなかった理由としては，学校内での解決を目指した校長の方針があったと推察される。

イ 本事案に関する学校への指導・助言

令和3年2月22日，学校からの第一報を受けた指導主事甲は副校長に対し，迅速で丁寧な対応と，対応内容の詳細な報告及び続報の報告を指示した。

その後，本事案の解決に向けて，教育委員会は以下の日に，指導主事を派遣したり学校からの相談に応じたりすることで，学校への指導・助言を行った。

（指導主事の派遣：令和3年2月24日，3月4，15日，4月1日，以降継続）

（電話での連絡・相談：令和3年2月22，24，25，26日，3月2，3，8，10，16，18，22，30日，4月2，5，7，27日，以降継続）

令和3年3月3日，教育委員会は学校から，本事案について「重大事態の疑い」とした市いじめ調査の結果報告を受けたが，教育委員会から再度事実確認をするよう指示し，これを受けて後日学校が重大事態の件数の訂正をすることとなった。

ウ 調査開始の経緯

前述の事実経過のとおりである。

③ 問題点

本事案においては，教育委員会の対応について，以下のような問題点が指摘できる。

・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止に関する課題を把握・指摘できず，学校への適

切な指導を行わなかった。

- ・ 学校が本事案について、重大事態の疑いとして報告したにもかかわらず、再度事実確認をするよう促し、重大事態の疑いとしての対応を鈍らせた。
- ・ Aの保護者は令和3年3月8日時点で、重大事態ではないかと言及し、その後も度々重大事態として調査することについて問い合わせを寄せていたにもかかわらず、「学校の指導の問題なら学校指導課の調査」、「子どもの問題ならいじめの重大事態としての調査」という2択を提案し、ガイドラインに示される対応を行わなかった。同年4月30日のAの保護者からの文書での訴えをもっていじめの重大事態としての調査に切り替えており、そのため、重大事態としての調査が遅れるとともに、市長への報告が遅くなった。
- ・ Aの保護者への説明や、令和3年6月に行った関係児童、保護者の聞き取りの際に、ガイドラインの説明事項について、丁寧な説明を行っていなかった。
- ・ 令和3年6月の関係児童への聞き取りの際に説明が不足していたことをAの保護者の指摘を受け、それを受けて令和4年11月に説明会を実施したため、関係保護者への説明が著しく遅れた。

IV 再発防止に向けた提言

1 学校のいじめ防止の取組の改善に向けて

(1) 実効的な学校いじめ防止基本方針の策定と周知徹底

本事案では、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例（平成 26 年 3 月）及び国分寺市いじめ防止基本方針（平成 26 年 9 月）の内容を踏まえた、学校いじめ防止基本方針（法第 22 条）の機能不全が課題としてあった。そこで、学校は、組織としていじめ防止に取り組むために、実効的な学校いじめ防止基本方針を策定する必要がある。例えば、どのタイミングで、誰が、どのように行動を起こすのかを同方針に明記したり、現在学校が作成しているフローチャートを、各教職員の取組がすぐに分かるよう、改善したりすることも考えられる。同方針の改善の際には、実効性を意識して取り組むことが重要である。また、同方針の毎年の見直し、更新を、校長が確実にすることも求められる。

加えて、同方針を教職員が共通理解し、有効に機能させる必要がある。そのために、校長は職員会議、生活指導に関わる会議、校内研修などの機会を捉え、同方針を周知徹底することが求められる。また、コロナ禍の臨時休業のような状況にあったとしても、同方針の重要性を踏まえ、適切に周知する必要がある。

(2) いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図る校内組織の確立と組織的対応の徹底

本事案では、担任が問題を一人で抱え込み、組織対応がなされなかった課題があった。そこで、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るための校内組織を確立することで、教員がいじめ問題を一人で抱え込むことなく、組織対応を徹底する必要がある。そのために、学校いじめ防止基本方針による、いじめの防止等の対策のための組織である、いじめ防止委員会を日常的に機能させることが重要である。例えば、いじめの疑いがある案件を含めて、事案を把握した教職員は、いじめ防止委員会に迅速に報告するとともに校長は学校としての方針を決定して対応する必要がある。また、同委員会は問題があったときのみ開催するものではなく、学校のいじめに関する状態を定期的に確認するために開催するなどの改善が必要である。さらに学年進行に伴う担任の変更には当たっては、引き継ぎを十分に行えるよう、システムを整えていくことも必要になる。これらの学校いじめ防止基本方針及びいじめ防止委員会の充実をもとに、学校が組織としていじめに向き合い、積極的に解決する体制を構築することが重要である。

(3) いじめを許さない児童・生徒の育成

本事案では、相手がいやな思いをすることはしてはいけないという認識が、児童には不十分であり、学校の指導上の課題が見られた。全ての児童・生徒がいじめは許されない行為であることを理解し、相手がいやな思いをすることを行わないということを意識して行動できるようにするために、いじめ防止に係る指導を徹底する必要がある。

そのために、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止の年間指導計画を立案し、例えば、道徳科を中心としたいじめ防止に係る授業や弁護士によるいじめ防止に係る授業を、重点的に実施することも考えられる。また、市いじめ調査期間、東京都のふれあい月間、人

権週間など、機を捉えて、いじめ防止に関する指導を、定期的・重点的に実施することも効果的である。これら教師主体のいじめ防止の取組に併せて、児童会・生徒会等、児童・生徒が主体的にいじめ防止のために取り組む活動も充実させることで、児童・生徒のいじめ防止に関する意識を啓発していくことが大切である。

(4) 特別支援教育に関する教職員の資質向上

本事案では、Aの障害に対する教職員の理解が不足している課題が見られた。学校においては、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒についての理解を深め、個別の指導・支援を充実させることが必要である。また、いじめ等の対人関係の問題が生じやすいこともあることから、周囲の児童・生徒に対して適切な指導を適時に行うことができることも必要である。

そのためには、学校生活支援シート等などの作成や引き継ぎ、校内委員会での情報共有などを徹底するとともに、特別支援教育に関する教職員の資質を向上させることが欠かせない。研修の機会として、市や東京都が主催する研修に、教職員が積極的に参加するよう、校長が指導することや、校内でも特別支援教育に関する研修を実施するなど、学校が主体的に教職員の資質向上を図ることが重要である。

(5) 児童・生徒及び保護者に寄り添った対応の共通認識と実践

本事案ではAの保護者や関係児童の保護者に対して迅速な報告がなされず、情報の提供不足に関する課題が見られた。いじめが発生した際には、学校が児童・生徒を迅速に守るとともに、教職員が丁寧に対応し、保護者に連絡することが必要である。そのためには、事案発生時には当日中に被害及び関係児童・生徒及び保護者に連絡をして、いじめ行為や学校の対応等を説明し、解決への協力を依頼することが大切である。また、日頃から学校と保護者の連絡を密にとり、信頼関係を構築することも欠かせないことである。さらに、いじめに関する小さな事項であっても見逃さず、対応していくためには、学年会や生活指導夕会、学校運営協議会等、校内いじめ防止委員会以外にも、児童の様子を多面的に把握する機会を設定することが大切である。

2 教育委員会の取組の改善に向けて

(1) 学校いじめ防止基本方針の確認及び改善指導

本事案では、教育委員会が、「学校はいじめ防止基本方針」について、適切に指導・助言を行っていなかったという課題が明らかになった。学校はいじめに関する対策を把握するために、毎年度末に提出される各学校の学校いじめ防止基本方針に関するチェックの体制を見直す必要がある。例えば、具体的なフローの有無や、組織的対応が可能な内容であるかなど、同方針の効果性・実効性を把握するための、チェックリストを教育委員会が作成し、これに基づいて学校に対して改善指導を行うことも考えられる。また、提出された方針が実際に適切に運用されているかを確認する機会を設定することも必要である。

(2) いじめ及びいじめの重大事態に対する学校の理解の深化

本事案では、教育委員会が、「いじめ及びいじめの重大事態に対する学校の教職員の理解の深化」に関して、効果的な指導・助言ができていなかったという課題が明らかになった。各学校が、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を確実に行うとともに、重大事態への対応を適切に行うことができるよう、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例（平成26年3月）及び国分寺市いじめ防止基本方針（平成26年9月）の内容を踏まえた、いじめ及びいじめの重大事態に対する理解を深めるための指導・助言を充実させる必要がある。例えば、以下の事項について、改めて徹底することが求められる。（《 》内は想定される指導・助言の時期）

- ・全教職員での学校いじめ防止基本方針の確認及び学校全体のいじめ防止の組織の充実やいじめの重大事態に関する理解のあり方について《年度当初・ふれあい月間調査時》
- ・いじめ防止委員会は、いじめ発生などの緊急時だけではなく、平時から定期的を開催して、未然防止・早期発見の徹底を図ること
- ・教育委員会による定期的な市いじめ調査の結果を、校長をはじめ全教職員で確認するとともに、それに基づく学校としての対応方針を明確にすること《調査実施時》

これらの事項については、校長会、副校長会、生活指導主任会を中心に、対象者、時期を明確にし、意図的・計画的に指導することが重要である。そのために、教育委員会が年間を通して学校に指導すべき内容を、一覧として作成することも考えられる。加えて、夏季休業中の生活指導に関するヒアリング等を活用して、各学校の年間計画に基づいた学校の取組状況を把握し、指導・助言を徹底することも大切である。

また、いじめ防止に関する研修を、管理職や若手教員及び中堅教員など各職層に応じて時期や回数を考慮して実施し、教員の資質向上を図ることも大切である。

これに加えて、特に、本事案では、いじめ事案に関する教育委員会への速やかな報告がなかったという課題がある。学校が速やかに教育委員会に報告する体制を構築することで、教育委員会と一体となった対応ができることを周知することが考えられる。周知は、年度当初の校長会や都のふれあい月間、市いじめ調査など、適切な時期に複数回行うことが望ましい。

(3) 法に基づくいじめの重大事態への対応の徹底

本事案では、いじめの重大事態としての認識が不十分だったこと、被害児童の保護者及び関係保護者への説明が不十分だったこと、市長への報告が遅れたことなど、教育委員会の法の理解及び対応に課題が見られた。教育委員会として、法及びガイドラインを正しく理解し、法に基づいた対応を確実に行うことが求められる。

また、「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（令和5年3月10日付事務連絡 文部科学省初等中等教育局）及び「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（令和5年4月18日付5教指企第90号 東京都教育庁指導部）の内容を踏まえて、教育委員会は所定の様式を用いて国や都に速やかに報告するとともに、「いじめ重大事態調査の基本的対応チェックリスト」（令和5年7月7日付事務連絡 文部科学省初等中等教育局）を活用するなどして、いじめ重大事態調査の実施に当たり、適切かつ遺漏なく対応しなければならない。

教育委員会は各学校に対して、「『いじめ事案の報告』の改訂について」（令和5年8月24日

付国教教指発第 308 号) で、「いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト【国分寺市】」の活用を周知しているが、今後も、各学校に対して法に則った適切な対応を確実にしていくよう指導することが求められる。

他にも、例えば、現在のいじめの重大事態に関する教育委員会の対応を見直し、教育委員会の実効的な対応フローを作成するとともに、新たに作成したフローに基づき、法に則った対応を行うようにすることが必要である。また、同フローを学校にも改めて周知し、いじめの重大事態に関する指導を一層充実させることも大切である。

(4) 特別支援教育の充実

本事案では、[] 学校において学校生活支援シート等の確認や作成が適切になされなかった等、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対しての配慮や支援について課題が見られ、教育委員会の指導の不十分さが明らかになった。特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深め、その理解に基づいた適切な対応を徹底するよう、教育委員会による学校への指導・助言を強化していく必要がある。

そのために、例えば、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の対応についての研修をオンデマンドにより全教職員を対象に実施したり、通常の学級に在籍する児童・生徒の学校生活支援シート等の作成状況を夏季休業中の生活指導に関するヒアリングや学校訪問等を通して定期的に確認したりするなど、教職員の資質向上を図るとともに、学校の取組を継続的に確認していくことが大切である。

また、学校生活支援シート等の保護者との共有状況について、教育委員会主催の特別支援教育に関する委員会で確認したり、共有したりする等の、学校と保護者の双方向の取組状況を継続的に確認することも大切である。